

それは家族の責任なのか？

入場無料
ドリンク付

- 未成年や認知高齢者の家族の法的責任を考える -



コモンズ・カフェ

2017年度 第1回

法律カフェ

～ みんなで法律について話そう～

愛知学院大学から先生をお招きします。アットホームな雰囲気の中、ドリンク片手に身近な法律について話しましょう。

5.25(木)

17:20～

中部大学不言実行館 2 階
スチューデント・コモンズ

主催: 不言実行館運営委員会

1部講師

浅賀 哲 愛知学院大学 法務支援センター主任・教授 / 弁護士
あなたも加害者？家族が起こした事件・事故の事例

2部講師

田中 淳子 愛知学院大学 法務支援センター長・教授
義務者は誰か
無責任能力者と損害賠償責任についての解説

3部グループワーク

それは家族の責任なのか？一緒に事例を解決してみよう！

第四回法律カフェ開催

AI(人工知能)の問題を法律から考える



AIの問題について意見を述べる学生

十月二十四日(火)に不
 言実行館二階ステージエ
 リアにて、コモンズ企画
 「法律カフェ」が開催さ
 れた。これはさまざまな
 時事問題を法律という観
 点から考える企画で、四
 先生(同学主任・教授・弁



コモンズサポーター(後列)と事務室の方、浅賀先生と田中先生(前列左から二、四番目)

十月二十四日(火)に不
 言実行館二階ステージエ
 リアにて、コモンズ企画
 「法律カフェ」が開催さ
 れた。これはさまざまな
 時事問題を法律という観
 点から考える企画で、四
 先生(同学主任・教授・弁

企画当日前に「A」が
 心をもったらどうするの
 か」という調査を同エリ
 アで行い、「友達や恋人
 になつてほしい」「仕事
 に繋がる。(寺西業央佳)

「AI(人工知能)の問題を法律から考える」がもたらす生命の危険性と責任について、講師の田中淳子先生(愛知学院大学法務支援センター長・教授)と浅賀哲先生(同学主任・教授・弁

「AI(人工知能)の問題を法律から考える」がもたらす生命の危険性と責任について、講師の田中淳子先生(愛知学院大学法務支援センター長・教授)と浅賀哲先生(同学主任・教授・弁

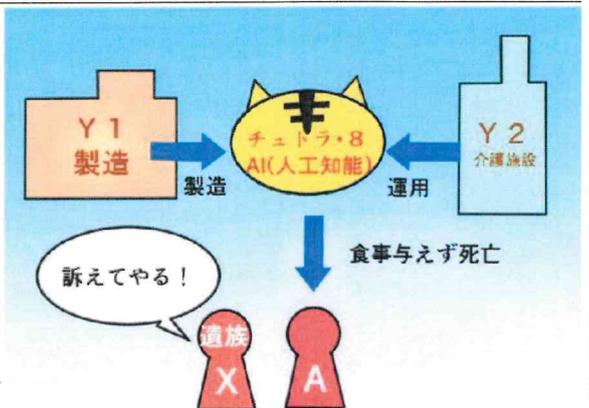
現在、法律でAを解
 決する手段は存在しな
 い。田中先生と浅賀先生
 は「Aは人間の本质を
 知ること繋がる。なぜ
 なら、それを製造管理す
 るのは私たち人間である
 からだ。私たちが責任を
 持つて法律で解決する必
 要がある」と熱く語った。
 自動運転など人を助ける
 活躍を見せるAは、使
 い方によって社会や生命
 を脅かす。しかし、A
 と向き合う時こそ人間の
 本質を理解するきっかけ
 に繋がる。(寺西業央佳)

事例は次の内容であ
 る。Y1によって開発さ
 れた介護用ロボット「チ
 ュトラ・8(エイト)」が、
 介護施設Y2の入居者A
 に十分な食事を与えな
 かった。Aが亡くなったこ
 とで遺族Xが訴訟を起こ
 した(図①参照)。

「AI(人工知能)の問題を法律から考える」がもたらす生命の危険性と責任について、講師の田中淳子先生(愛知学院大学法務支援センター長・教授)と浅賀哲先生(同学主任・教授・弁

現在、法律でAを解
 決する手段は存在しな
 い。田中先生と浅賀先生
 は「Aは人間の本质を
 知ること繋がる。なぜ
 なら、それを製造管理す
 るのは私たち人間である
 からだ。私たちが責任を
 持つて法律で解決する必
 要がある」と熱く語った。
 自動運転など人を助ける
 活躍を見せるAは、使
 い方によって社会や生命
 を脅かす。しかし、A
 と向き合う時こそ人間の
 本質を理解するきっかけ
 に繋がる。(寺西業央佳)

「AI(人工知能)の問題を法律から考える」がもたらす生命の危険性と責任について、講師の田中淳子先生(愛知学院大学法務支援センター長・教授)と浅賀哲先生(同学主任・教授・弁



AI「チュトラ・8」を取り巻く関係性(図①)



ディスカッション終了後、まとめた意見を発表

◆それは家族の責任なのか？

—未成年や認知高齢者の家族の法的責任を考える—

愛知学院大学法務支援センター長・教授 田中 淳子

愛知学院大学大学院法務支援センター主任・教授・弁護士 浅賀 哲

《パートⅠ》 家族が起こした事件・事故の事例 (15分)

1. 未成年者が引き起こした事故の責任

【事例1】 サッカーボール事件

2. 高齢の親族が起こした事故の責任

【事例2】 認知症の家族による交通事故事例

《パートⅡ》 義務者は誰かー責任無能力者の監督責任と損害賠償責任の制度について概説 (15分)

1. 責任能力とは (民法 712条)

→不法行為の責任を負うためには、行為者自身が自分の行為の結果について十分な判断能力を備えていることが前提

2. 法律上の監督義務者とは (民法 714条)

→責任能力を備えない者による不法行為による損害についてそのまま放置することはできない。加害者本人が責任を負わない場合には、監督義務者などが一定の条件のもとに責任を負う (714条)

3. 被害者の救済と加害者の家族の責任

→不法行為の成立には加害者本人の故意・過失が必要 (過失責任の原則)。

原則賠償責任

→古く、ゲルマン法では親族共同生活団体が社会生活の一単位、代者に法的責任を課す仕組み。現在は、これを否定し、原則、個人的責任とし、監督義務のある者がその義務を怠った場合に責任を課し、**義務を怠らなかつた場合には責任は問わない仕組みへ**

→損害はだれが、どのような根拠で負担すべきか

《パートⅢ》 それは家族の責任なのか—一緒に事例を解決してみよう(60

分・発表を含む)

【事実の概要】

AとY1は、昭和20年に婚姻し、以後同居していた。AとY1との間には4人の子がいるが、このうち長男Y2およびその妻Bは昭和57年に愛知県にあるA宅からC市に転居し、他の子らもいずれも独立している。Aは、平成12年頃に認知症のり患をうかがわせる症状を示し、平成14年にはアルツハイマー型認知症にり患していたと診断され、平成16年頃には見当識障害(日時、季節、場所が分からなくなる障害)や記憶障害の症状を示し、平成19年2月には要介護状態区分のうち**要介護4**(日常生活ほぼ全般を介護なしで行うことが困難な状態)の認定を受けた。Y2の妻Bは、平成14年から単身でA宅の近隣に転居し、Y1によるAの介護を補助した。Y1は、Y2、Bらの了解を得てAの介護に当たっていたものの、本件事故当時85歳で左右下肢に麻痺拘縮(麻痺だけでなく関節が可動しない状態)があり**要介護1**の認定を受けており、Aの介護もBの補助を受けて行っていた。Y2は、Aが認知症にり患した後も引き続きC市に居住し、本件事故の直前の時期において1ヵ月に3回程度週末にA宅を訪ねているという状況であった。

Aは、本件事故当日である平成19年12月7日の午後4時30分頃にデイサービス施設から帰宅し、Y1およびBと一緒に過ごしていたが、Bが別室で片付けをし、Y1がまどろんで目を閉じていた僅かな隙に、A宅から1人で外出し、A宅のすぐ近くにある駅から列車に乗り、1駅先の駅で列車から降り、ホーム下に下りた。そして、午後5時47分頃本件事故が発生した。Aは、本件事故当時、認知症が進行しており、責任を弁識する能力がなかった。

そこで、旅客鉄道事業を営むX(JR東海)が、認知症にり患した当時91歳のAが駅構内の線路に立ち入りXの運行する列車に衝突して死亡した事故(以下、「本件事故」という)により、列車に遅れが生ずるなどして損害を被ったと主張して、**Aの妻Y1および長男Y2に対し、民法709条または714条に基づき、約719万円の損害賠償金の連帯支払を求めた事案である。**

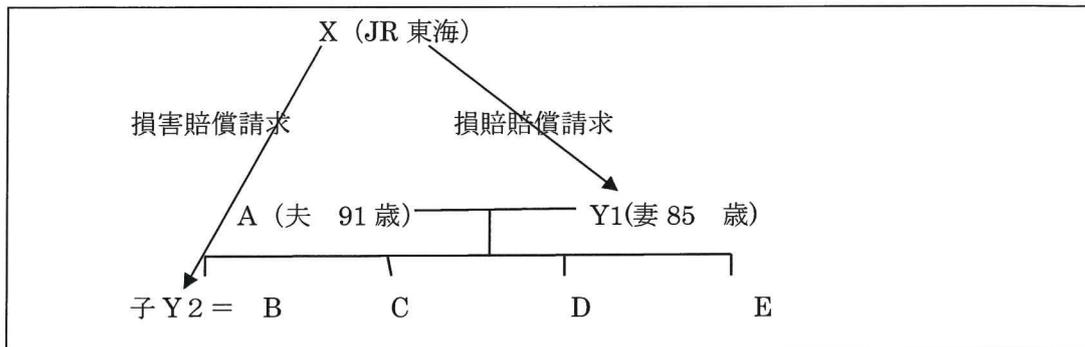
なお、鉄道営業法37条は、「停車場其ノ他鉄道地内ニ妄ニ立入りタル者」について科料に処する旨を定めており、鉄道地内にみだりに立ち入る行為は刑罰法規違反行為として不法行為法上も違法となり得る。

Q1 妻Y1は、「責任無能力者を監督する法定の義務を負う者」(民法714条)か。

Q2 長男Y2は、「責任無能力者を監督する法定の義務を負う者」か。

Q3 責任の有無を判断する場合には、どのような事情を考慮すべきか。

[法律関係図]



【資料】

●民法

第 709 条 (不法行為による損害賠償)

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

第 710 条 (財産以外の損害の賠償)

他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。

第 712 条

未成年者は、他人に損害を加えた場合において、自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかったときは、その行為について賠償の責任を負わない。

第 713 条

精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者は、その賠償の責任を負わない。ただし、故意又は過失によって一時的にその状態を招いたときは、この限りでない。

第 714 条 (責任無能力者の監督義務者等の責任)

1.前二条の規定により責任無能力者がその責任を負わない場合において、その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、監督義務者がその義務を怠らなかつたとき、又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

2.監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者も、前項の責任を負う。

第 725 条 (親族の範囲)

右に掲げる者は、これを親族とする。 ① 六親等内の血族、 ② 配偶者、三親等内の姻族

第 820 条

親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

警察庁によると、2015年の交通事故の発生件数は約53万6千件で、10年前と比べて約4割減少した。一方、65歳以上の高齢者が運転する車による事故は10年間、約10万件と横ばいのまま。高齢者による事故の割合は高まっている。

警察などは高齢者へ運転免許証の自主返納の呼びかけに力を入れる。大阪府交通対策協議会は12年から、免許を返納し「運転経

高齢者の事故 割合高まる

免許 自主返納呼び掛け

歴証明書」の交付を受けた65歳以上の人に対し、飲食店やタクシーの利用で割引が受けられる制度を始めた。

5月末時点で賛同する企業は465社。府警担当者は「無理な運転をせず特典を活用してほしい」としている。こうした特典は各地で設けられており、全国の15年の65歳以上の返納者は約27万人で、10年前の約15倍に増えた。

認知症の鉄道事故29件

国交省など 損害の救済は見送り

認知症対策を議論する 事故やトラブルに伴い乗 JR東海が720万円の
関係省庁連絡会議が13日 客の誘導などを職員が行 損害賠償を求めた訴訟が
開かれた。国土交通省は、 つたことによる「人件費」あり、最高裁は今年3月
2014年度に認知症の が最も多く14件、次いで に家族の責任を認めない
人が関連した鉄道事故や 「代替交通機関による輸 判決を出している。
トラブルは29件で、鉄道 送費」が8件。 同訴訟を機に損害の弁

事業者の損害額は最大で 認知症絡みの鉄道事故 償など公的救済制度の創
約120万円だったと明 では、07年に徘徊（はい 設を求める声が上がった
らかにした。 かい）中に電車にはねら が、今回の検証で損害額

国交省によると、損害 死した認知症の男性 が高額の鉄道事故は多発
額の内容（複数回答）は、（当時91）の家族に対し、 していないことが確認さ

れたため、連絡会議は公 一方、警察庁は認知症 も216件あったと公表 件数の公表は初めて。15
的救済制度の創設を見送 の人が車を運転して起こ した。13年は63件、14年 年の78件のうち、人身事
ることを決めた。民間保 した交通事故が15年まで は75件、15年は78件。認 故は27件で、被害者が死
険の活用を周知する。 の過去3年間で少なくとも 知症の人による交通事故 亡した例はなかった。

認知症者の事故責任補償

認知症の男性による列車事故の責任をその家族が負うべきかどうかが争う裁判が話題になったことで、個人賠償責任保険が注目を集めている。この保険は本人やその親族が賠償責任を負った場合に備えて加入する保険だ。認知症の高齢者が急増するなかで、こうした事態は他人事と言いつれもない時代。損害保険会社も補償対象の拡大に動いており、むしろの補償としてで補償してきている。

この裁判は愛知県で2007年に認知症の男性が道車にはわられて死した。その家族に対して東海旅客鉄道（JR東海）が払い戻し請求などの損害賠償を求めたもので、1日に上野審判の判決が出された。民法の規定では、他人にけがを負わせたり、第三者の所有物を壊したりした場合は、本人が未成年などで責任能力がないと判断されれば、監督責任者である親族や後見人が損害賠償を請求される。最高裁は判決で、介護する家族の監督責任について「同

個人賠償責任保険と認知症の人の事故

補償の対象になる

- ・自転車を運転中、歩行者とぶつかったけがをさせた
- ・ベランダから植木鉢を落とし、歩行者にけがをさせた
- ・重い物中に陳列品を落ととして壊した

補償の対象にならない

- ・線路内に立ち入って列車を遅延させたが、車体や乗客に物理的な被害がない
- ・自転車を運転中の事故

認知症列車事故訴訟をめぐる一連の司法判断

	妻	長男
	事故が起きた当時は85歳。要介護1の認定	亡くなった男性とは20年以上離れて生計
名古屋地裁	・事故を予見できたのに目を離した過失がある⇒責任有	・監督義務者だったが義務を果たさなかった⇒責任有
名古屋高裁	・監督責任者だったのに義務を果たさなかった⇒責任有	・長く別居しており、監督義務者とは言えない⇒責任無
最高裁	・高齢で監督できる状況になく、監督義務者とは言えない⇒責任無	・長く別居しており、監督義務者とは言えない⇒責任無

別居中の親族も対象に

ある。個人賠償責任保険は自動車保険や火災保険と一緒に契約するケースがほとんどだが、ある損害保険会社の担当者は「判決後に問い合わせが急増した」と語る。

同保険は本人だけでなく、同居や同一生計の親族が補償対象になるため、認知症の親や未成年の子供が起きた事故で生じた賠償責任でも保険金が下りる。だが現在の約款では「親と同居しているが、生計は別」に子世が別居中一などの場合に「補償の対象外」になることがある。

こうした現状を受け、損害会社も見直しに動いている。三井住友海上火災保険とあいおいニッセイ同和損害保険は昨年10月の改定で、後見人や離れて暮らす親族も補償対象に加えた。従来は同居や同一生計の家族が対象だったが、一海の名古屋地裁が勝れて暮らす長男の監督責任を認定したことに対応した。

同様の改定は東京海上日動火災保険が今年10月に予定しているほか、損害保険ジャパン日本興亜も今年度中の改定を検討中だという。

それでも注意は必要だ。この保険は他人の身体や所有物に物理的な損害を与えた場合に保険金が支払われるため、例えば線路内に立ち入って列車が遅れる被害が生じた場合は保険金が出ない。

厚生労働省の統計では、65歳以上で認知症の人は12年時点ですべて約460万人。25年には約1・5倍の700万人を超える見込みで、65歳以上の5人に1人程度が認知症を患う計算になる。今後は親族に認知症の人がいるケースもかなり増えそうだ。自動車保険や火災保険に入っている人は個人賠償責任保険が付帯されているかを確かめ、補償の内容や対象を問い合わせてみる方がいいだろう。（渡辺厚）

◆AI時代についての法的責任について考える

愛知学院大学法務支援センター長・教授 田中 淳子

愛知学院大学法務支援センター主任・教授・弁護士 浅賀 哲

《パートⅠ》 AI時代における法律問題【概説】（15分）

【1】AI自らが分析・解析する時代の法律問題

【2】人工知能を搭載した自動運転車・ロボットと法的責任

・自動運転と法的責任

【3】ロボット8原則

①人間第一の原則（Humanity First：人間に危害を加えてはならない。ヒトになってはいけない）、②命令服従の原則（Obedience to Order：人間の命令への服従。管理及び制御可能性の確保）、③秘密保持の原則（Secrecy and Privacy：ロボットが知り得た秘密の保持。プライバシー・バイ・デザインに基づく設計）、④利用制限の原則（Use Limitation：本来の利用目的以外の目的での利用制限。公序良俗に反する利用制限。人間への危害・加害目的での利用制限。ロボット利用倫理の検討）、⑤安全保護の原則（Security Safeguards：ロボット利用に伴う安全性確保。安全基準の策定。安心して利用できる環境整備）、⑥公開・透明性の原則（Openness and Transparency：ロボット開発における開発内容の公開・透明性の確保。ロボット利用における透明性の確保）、⑦個人参加の原則（Individual Participation：ルール策定における個人の参加。ロボットによる個人管理の制限）、⑧責任の原則（Accountability：法的責任への対応。倫理的・道義的責任の考慮）

【4】弁護士業務とAI

弁護士は、AI社会では不要なのか（囲碁、将棋）

《パートⅡ》AI時代における法的責任～特に民事責任について【概説】（15分）

【1】民事上の責任のしくみ

① 自己決定：自己責任 意思自治によって体系化

→権利能力、行為能力、意思能力、責任能力

権利の主体は人、権利の客体は物

人工知能搭載のロボットは「人」か「物」か 主体か客体か、それ以外か？

ペット、ヒューマノイド、電子人間（electronic person） →物のヒト化

制限行為能力者？未成年者類似か？養子に迎える、虐待は罰せられる？権利、愛護

② 過失責任主義 →結果発生の予見可能性を前提、損害発生・加害行為の抑止力的機能はAIに通じない

【2】 特別法～製造物責任 (Product Liability) 上の責任

「製造物」(有体物)には責任問える、ソフト(無体物)には責任問えないが、ソフトを組み込んだ製造物には責任問える。しかし・・・

【3】 既存の法的枠組みの限界と問題点

① AIの法的責任が「なぜ」問題となるのか

→AIの自律的な思考は、人の「自己決定」とは異なる

AIの「自律」とは、特定の動作の自動化ではない 人間が行う活動を人間のように理解し、判断する能力のこと。人間の予見可能性を超えて、AIが自律的に判断した結果の責任について、開発者や製造者に責任を問えるか=予見できなかった場合に過失責任は問えない。予見できたとして「許された危険」として責任は問われないのか?

② 現行法はAIによる機械的行為(AIが機械を操作すること)を想定していない

欧州議会 「電子人間 electronic person」 AIにも人類と同じような責任を負わせることができる法的地位を与えたとの議決成立、故意・過失の立証がない電子人間に制裁を加える、という仕組みは今後、自然人に影響は与えないか

③ 生き物にAI搭載(昆虫サイボーグ)：目的は人の災害救助のためならばよいのか

④ ある人を助けるために、ある人を犠牲にするプログラム(正面衝突事故を避けるために、海に落ちて運転者が死亡する、ハンドルを右に切ると運転手は助かるが、85歳の歩行者はひかれて死亡。運転者が68歳の場合、歩行者が小学生であれば、どうか等のプログラムには問題はないか→危険回避の優先順位の基準をめぐる「トロッコ問題」

⑤プログラムのアップデートの義務・権利 永久なのか

⑥裁判官、弁護士等の業務のAIによる代替性→判決予測*1、勝訴の確立等 犯罪の確立(再犯予測)*2 *1 イギリスの大学研究チーム、*2 アメリカのいくつかの州導入 →有意義な結果をもたらすための特徴量決定は人間=「法の支配」可能、しかし・・・

⑦今日的救済システム(原則：私人間、例外：国による救済、保険制度等の検討)

民法 415 条	契約責任	権利者が債務者の義務の不履行を証明した場合、損害賠償が認められる 被害者と製造者とは直接の関係にない場合は責任問えない、施設利用契約上の責任は Y2 へ
民法 709 条	不法行為責任	被害者が加害者の故意・過失を証明できないと損賠償認められない ★相当的因果関係、損害の予見可能性 ★人工知能のプログラミングミスは被害者側が負う情報量の少ない被害者(一般人)には立証困難
製造物責任法	製造物責任	動産に欠陥(ソフトウェア無体財産、動産に組み込

3 条		まれたソフトウェアは製造物として法の適用あり。 人の意思の関与なく、 AI が自律的に判断した場合の誤作動には適用はない 製造者等が 4 条を証明しない限り被害者に賠償 人工知能のプログラミングミスがなかったことの証明は製造者側が負う
-----	--	---

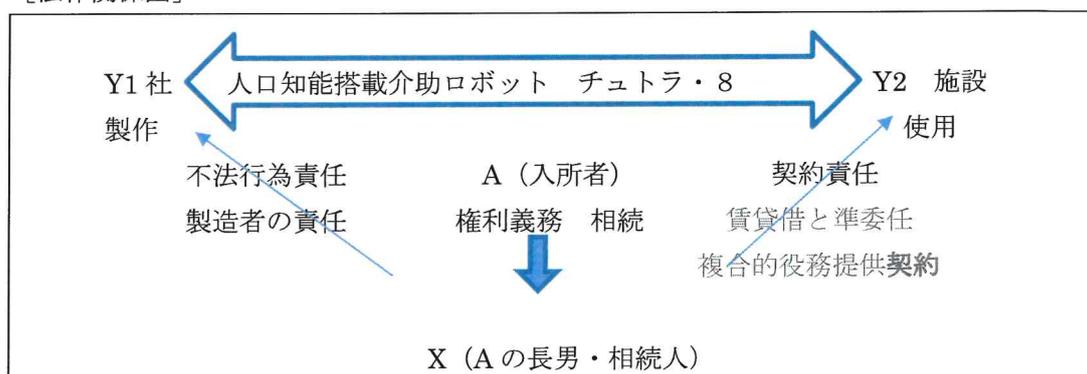
《パートⅢ》 一緒に事例を解決してみよう (60 分・発表を含む)

【事実の概要】

2025 年、Y1 社は、AI（人工知能）を搭載した介護用ロボット「チュトラ・8（エイト）」が愛知県春日井市松本町の介護施設 Y2 に入所している A さん（83 歳・要介護認定 5）の食事介助時間に、食事を与えず、処方されてた薬飲みを投与し続けたため体が衰弱し、結果、死に至ってしまった。こそで、A さんの遺族である X（A の長男）は、チュトラを開発した Y1 社、チュトラを介助補助に用いた Y2 施設の経営者には A の死亡に対する責任があるあるとして、損害賠償を請求した。

チュトラ・8 は、A さんの身体的データを解析し、死期が近いと判断したため最も効率的な介助動作を選択し、実施した結果、A さんへの食事の提供を中止したことが判明した。

[法律関係図]



	<p>人口知能搭載介助用 ロボット</p> <p>「チュトラ・8（エイト）」</p>	<p>【特徴】</p> <p>介助対象者の身体的・精神的、言語的特徴について総合的にデータ収集し、搭載した人口知能による解析によって適時・適切な介助プログラムを選択・実施を可能とする</p>
---	--	--

Q1 被害者の遺族 A は Y らに不法行為責任が問えるか

Q2 Y1 が「死期が近づいた場合、食事を与えない」と判断することが適切であるとのプログラム設定をすることには法的問題はないか

Q3 A さんは日頃から「食べられなくなったら人間終わりだ。管でつながれた姿で人生終えたくない」と話していた。チュトラの行為は、A さん個人の意思決定のサポートであるといえるのか。

Q4 Y2 施設では、介助の補助ロボットが「介助」業務を、職員（人間）が「事務」業務をそれぞれ分担して遂行していた場合、今回の介助業務について職員（人間）に法的責任はないのか

Q5 本施設では、深夜のチュトラ業務操作を、別の AI による管理システムによって作動する体制をとっていたところ、A さんに取り付けられた各部位の計器の数値を自律的に分析した AI が、A さんの口に通常より多くの量の投薬をおこなったため死亡した場合、法的責任は誰にあるのか。

【資料】

●民法

民法 570 条（売主の瑕疵担保責任）

売買の目的物に隠れた瑕疵があったときは、第 566 条の規定を準用する。ただし、強制競売の場合は、この限りでない。

第 566 条（売主の担保責任）

売買の目的物が地上権、永小作権、地役権、留置権又は質権の目的である場合において、買主がこれを知らず、かつ、そのために契約をした目的を達することができないときは、買主は、契約の解除をすることができる。この場合において、契約の解除をすることができないときは、損害賠償の請求のみをすることができる。

2 前項の規定は、売買の目的である不動産のために存すると称した地役権が存しなかった場合及びその不動産について登記をした賃貸借があった場合について準用する。

3 前二項の場合において、契約の解除又は損害賠償の請求は、買主が事実を知った時から一年以内にしなければならない。

民法 415 条（債務不履行による損害賠償）

債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。

第 416 条（損害賠償の範囲）

債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする。

2 特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見し、又は予見することができたときは、債権者は、その賠償を請求することができる。

第 709 条（不法行為による損害賠償）

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

第 710 条（財産以外の損害の賠償）

他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。

製造物責任法

（目的）

第 1 条 この法律は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「製造物」とは、製造又は加工された動産をいう。

2 この法律において「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。

3 この法律において「製造業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

一 当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者（以下単に「製造業者」という。）

二 自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示（以下「氏名等の表示」という。）をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者

三 前号に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした

者

(製造物責任)

第3条 製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第三項第二号若しくは第三号の氏名等の表示をした製造物であつて、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない。

(免責事由) = 「許された危険」

第4条 前条の場合において、製造業者等は、次の各号に掲げる事項を証明したときは、同条に規定する賠償の責めに任じない。

一 当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によつては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったこと。

二 当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行つた設計に関する指示に従つたことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと。

(期間の制限)

第5条 第三条に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知つた時から三年間行わないときは、時効によって消滅する。その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から十年を経過したときも、同様とする。

2 前項後段の期間は、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する。

(民法の適用)

第6条 製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による。

【補足】

ロボット・AIをめぐるその他の法律問題

憲法	安全保障 [軍事利用、テロ対策、自律型兵器、ドローン]、プライバシー、肖像、個人情報 (ビッグデータ解析)、法の下での平等、表現の自由、適正手続き、勤労 (雇用環境の変化、雇用管理と差別) 等
刑法	AI 利用犯罪 (テキサスロボット利用による爆弾殺人)、自動走行車の交通事故、交通違反
行政法	ロボット管理、自動走行の公道走行、ドローンの飛行、ロボットの制御と電波管理、産業一般の利用と管理 (情報、通信、医療、介護、農業、金融、信用、労働、物流、エネルギー、災害、建設、インフラ管理、警察、学校関係) 等すでに多くのロボットに関する法律が成立
国際法	ドローン、ロボットの軍事利用やテロ対策 (アフガニスタンで既に利用)